

指名停止等一覧表

(期間 令和元年10月1日～令和元年12月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
(株)Harvest	兵庫県神戸市東灘区深江本町4丁目1番16-301号	令和1年12月6日	令和2年1月5日	1ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第13号(不正又は不誠実な行為)	(株)Harvestは、後志森林管理署が発注した「洞爺湖中島シカ防護柵修繕業務」において、契約条項第5条第2項により、受注者は自ら直接雇用する者の中から現場代理人を定めることとなっているが、契約条項に合致する現場代理人を選任することができないことから契約解除の申し出があり、同業務の実行に大幅な遅延を及ぼし著しく信頼関係を損なう行為があったため。このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」別表「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(第1, 第2, 第3及び第4関係)」に該当する事実があるため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。